

その2 【産廃処理に関するQ & A】

岐阜車協事務局

【組合員様のご質問】

質問1. 指数対応単価に10円が含まれている。とは何ですか？

質問2. 金属類については3R処理されています。とは何ですか？

質問3. 産業廃棄物処理費用を損害保険会社に求めるための組合員支援策とは。何ですか？

質問 1. 指数対応単価に 10 円が含まれています。とは何ですか？

これは、アジャスターマニュアルにおいて 1991 年度（平成 3 年度）対応単価改定について、の説明資料に掲載されています。

その中の項目 5. において

産業廃棄物処理費用については、工場費の原価資料は昭和 63 年度の確定値であり現在の実態を十分反映したものではないことを考慮し、今年度に限り計数値の後追い分として、プラス 10 円加算する。

「損益計算書」の工場費部分で基本的に産廃費用は処理されており、対応単価にも織り込み済みではあるが、これは 2 年前の確定値であり、最近の実態に対応させるため、今年度に限り計算値の後追い分として 10 円を加算することとした。

そして、1992 年度以降は自動車メーカー等の産廃処理対応の動向、「損益計算書」の「工場費」などを注視しつつ必要に応じ検討することとする。としています。

要するに、基本的にプラス 10 円は、1991 年度のみであると判断することができます。

しかし、現実的に1992年度以降も産廃処理費は常に2年前の確定値であり、実態を十分反映したものではないため、継続してプラス10円加算している。と判断するアジャスターもいます。

以上が質問1. の回答となります。

質問2. 金属類については3R処理されています。とは何ですか？

これは前回に掲載した文面ですが詳しくご説明すると、具体的に金属類は、産業廃棄物回収業者に金属加工する原材料として、買取りされています。そして、リサイクルされます。

では、産業廃棄物の**3R処理**についてご説明します。

3R処理 { Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)}
以上3つのRです。

一つめのR (リデュース) とは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。

二つめの R（リユース）とは、使える物は、繰り返し使うことです。

三つめの R（リサイクル）とは、ごみを資源として再び利用することです。

具体的に金属類は資源として再利用されます。産廃として埋め立て処理されません。金属類は R（リサイクル）されています。

以上の通り、アジャスターは産業廃棄物の種類に関する分類及び、産業廃棄物の処理に関して分類した上で、産廃処理費を判断しています。

つまり、有機物である金属類は、産廃処理費用は必要ないわけです。
アジャスターは 有機物と判断し、買取り価格を決めています。

以上が質問 2. の回答となります。

質問 3. 産業廃棄物処理費用を損害保険会社に求めるための組合員支援策とは、何ですか？

これは4年前より展開している支援策です。が、但し、最近4年間に
おいて新規組合員様として、25社ご加入いただきました。

そこで、新規組合員様25社には組合員施策について十分周知されて
いないと思われまますので、改めてご案内させていただきます。

組合員支援策の一つは、具体的にお客様から署名を頂き、損保へ産業
廃棄物処理費の保険金支払いを要望する仕組みです。

そして産廃費用は、岐阜県における平均的な**部位別（バンパーやヘッ
ドライトなど）の実費産廃費用**として、組合発行の産廃プラスチックの
処理費用一覧表を活用して、**部位別の産廃費用明細を見積書に記載し
請求**していただきます。

また、組合のバックアップとして岐阜車協自主認定制度の一つである、
岐阜車協組合員環境保全優良店へ登録していただきます。

環境保全優良店の**岐阜車協認定書の交付、環境保全優良店のぼり**を提
供し、お客様やアジャスターに環境保全に対応している優良店である
ことをアピールしてまいります。ちなみに、登録組合員数は54社です。

もう一つは、環境保全に貢献する目的で**産廃バンパーの回収事業を開始**
しました。具体的には、リサイクル回収業者において産廃バンパーを粉

碎し資源原料に変えた上で、製品化するメーカーに納入します。
そして、メーカーにおいてプラスチック製品を生み出します。

なお、組合員様には**廃バンパー運送費として200円**を頂きます。

その結果、産廃回収価格が仮にバンパー1本1,000円とすると、
組合員様の経費は5分の1に削減されます。

但し、これは産廃におけるマニフェスト処理ではありませんので、
マニフェスト伝票は必要といたしません。

詳細は、リサイクル回収業者は組合員様より有機物として廃バンパー
を預かり粉碎処理してメーカーに搬入します。

そしてメーカーまでの運送費1本200円を組合員様にご請求します。

廃プラスチック資源の再利用化を促進し、組合員様の経費削減を支援
します。

以上の二つにより、**環境保全活動と併せて産廃費用の削減を行います。**
又、お客様の協力を得て産廃処理費を回収する「組合員支援策」です。

以上が質問3.の回答となります。

さて、それでは、私から皆様にご質問いたします。

損保と協定する場合に産廃処理費を見積書に記載していない組合員様は、産廃処理費の実費分をどのように全額回収しているのでしょうか？

仮に、レバーレートに含まれているとすると、産廃処理費の実費分の経費が工場費として、指数対応単価に反映していることとなります。

つまり、下請けレスした場合は産廃処理費の実費分をレスしてしまい、損することになります。

これは、塗装材料費を下請けレスすることとまったく同じことです。

なぜならば下請の場合、元請けから在庫した車両修理であれば、工賃に関し下請けレスします。

仮に元請けに対して工賃を30%レスし、そして元請けに対して産廃処理費を別請求していない場合・・・廃棄処理実費分の30%分については皆様が負担していることとなります。

産廃処理費用はお客様（又は損保）が支払うべきものですが、皆様が30%分を負担しているのです。

そこで、皆様は3割レス分について、別途請求していますか？

1. 産廃処理費が指数対応単価に含まれているとして、別途請求していない場合、実際にはこのような状況になります。

仮にバンパー（色付き）の交換作業であれば、バンパー交換工賃が、
（指数）：2 × （指数対応単価）：7,000円 = 14,000円
となります、仮に3割レスすると利益は9,800円となります。

産廃処理費が1,500円であれば、利益は8,300円となります。

しかし、産廃処理費3割分の450円を別途請求し元請けから回収している場合は、8,300円の利益に450円が加算されますので、
8,750円が最終利益となります。

ご理解いただきたいことは、元請け先に対して30%レス分の産廃処理費を別請求しない場合は、皆様が負担していることになるということです。

2. 一方、産廃処理費が指数対応単価に含まれていないとして、産廃処理費の実費分を請求した場合は、実費分1,500円を利益から減少することはありません。

そもそもこの実費1,500円は、排出者から産廃処理する費用を預かる金額であり、この実費分は経理上立替処理されるものです。

つまり、工場経費にはなりません。

そのほか指数対応単価を基準とする「塗装材料費も同様」です。

材料費について指数対応単価の何割分として材料金額を決めています。

1台当たりの塗装材料費は、基本的にどの工場においても必要な原価は大きく変わらないはずですが、損保が支払う金額は指数対応単価により変動します。

塗装材料費についても、材料費は実費分を基準にして指数対応単価の割合を決めていますので、材料費を元請け先にレスしてはいけません。

元請け先に対して、材料費も工賃同様にレスした場合は材料費の実費分をレスするためにレスした額は「赤」になることとなります。

しかし、前回ご説明したように、お客様の廃棄物に関して、組合員様は産業廃棄物の排出者ではありません。

従って、お客様の廃棄物に関する産廃処理費は工場費になりません。

これはお客様の所有物ですので、皆様がこの産廃物を回収することは産業廃棄物回収業の認可を受けていないので法令違反となります。

お客様の産業廃棄物処理は、外注先として産業廃棄物業者が行います。

そして、工場においては外注扱いとなります。つまり、お客様の産業廃棄物処理費は工賃に直接関与しない産業廃棄物受託代行であり、産廃処理費実費分は「立て替え扱い」として経理処理します。

ですから、産業廃棄物の負担費用は、別途請求しなければいけません。

ところで、岐阜車協では、組合員様の廃バンパーは1本200円にて回収しています。

そこで、実際に組合員様は年間24万円の産廃処理費用を支出しているのであれば、月間2万円の産廃処理実費と言うことです。

仮に月40台を修理しているのであれば、1台当たり平均産廃実費は500円になります。

この「500円の実費負担分」と「産廃処理に関する手数料」及び「産廃保管料」の合計1,000円を請求することになります。

常に1台当たり1,000円程度を別請求しているのであれば、赤字になっていない計算です。但し、「産廃処理に関する手数料」「産廃保管料」は生まれません。

なお、組合員様によっては、別請求する方法としてショートパーツに含んで請求し、協定している場合もあることでしょう。

また、そのほかにも別請求しても、ショートパーツとして処理します。というアジャスターもいることでしょう。

このような理由から、年間20万円以下の支出であれば産廃処理費に関して興味が薄い理由となっています。

しかし、産廃処理費を年間20万円以上支出しているのであれば、次回ご案内する損保への請求の仕方を実践して頂ければと思います。